

国空予管第386号
平成20年7月28日

各地方航空局長 あて

航 空 局 長

「工事における違約金特約条項の強化について」の一部改正について

標記について、大臣官房会計課長より「工事における違約金特約条項の強化について」の一部改正について（平成20年7月4日付け国会契第55号）のとおり通知があり、工事請負契約書の別添1及び2の違約金に関する特約条項を別紙のとおり改正することとしたので、遺漏なきよう取り扱われたい。

なお、貴管下関係機関に対しても周知されたい。

(別紙)

「工事おける違約金特約条項の強化について」(平成17年9月28日付け国会契第35号)の一部を次のように改正する。

別添1第1条第一号中「次号において」を「以下」に、「同法」を「独占禁止法」に、「第7条の2第1項」を「第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)」に、「課徴金の納付命令」を「課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)」に、「当該納付命令が確定したとき」を「当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第51条第2項の規定により取り消された場合を含む。)」に改める。

別添1第1条中第二号を四号とし、第1号の次に次の二号を加える。

- 二 納付命令又は公正取引委員会が行った独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体(以下「乙等」という。))に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、本契約に関し、独占禁止法第3条又は独占禁止法第8条第1項第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- 三 納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は独占禁止法第8条第1項第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

別添2第1条第1項第一号中「次号及び次項第1号において」を「以下」に、「同法」を「独占禁止法」に、「第7条の2第1項」を「第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)」に、「課徴金の納付命令」を「課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)」に、「当該納付命令が確定したとき」を「当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第51条第2項の規定により取り消された場合を含む。)」に改める。

別添2第1条第1項中第2号を四号とし、第一号の次に次の二号を加える。

- 二 納付命令又は公正取引委員会が行った独占禁止法第7条若しくは第8条

の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「乙等」という。）に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、本契約に関し、独占禁止法第3条又は独占禁止法第8条第1項第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は独占禁止法第8条第1項第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

別添2第1条第2項中「前項第2号」を「前項第4号」に改める。

別添2第1条第2項第3号中「競争契約入札者心得における公正な入札の確保の規定」を「独占禁止法等」に改める。

別添3及び別添4を削る。

附 則

本通達による改正は、平成20年8月1日以降に入札手続を開始する工事の請負契約から適用する。